

第51回 農業資材審議会農薬分科会

第51回 農業資材審議会農薬分科会

日時：令和8年5月14日（木）

場所：農林水産省消費・安全局第1会議室

（WEB会議形式の併用開催）

時間：13：30～16：25

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 農薬取締法第3条第1項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について
 - ・スピロビジオンを有効成分として含む農薬（登録）
- (2) 農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について
 - ・アシベンズラルS-メチルを有効成分として含む農薬（変更の登録）
 - ・ジクロルプロップを有効成分として含む農薬（変更の登録）
- (3) 農薬取締法第8条第1項の農薬の再評価に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について
 - ・キノクラミン（別名ACN）を有効成分として含む農薬（再評価）
 - ・フェリムゾン
 - ・プロパモカルブ塩酸塩を有効成分として含む農薬（再評価）
 - ・ペントキサゾン
- (4) 農薬取締法第39条第1項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について
 - ・テトフルピロリメトを有効成分として含む農薬（登録）
 - ・エマメクチン安息香酸塩を有効成分として含む農薬（変更の登録）

- ・シアントラニリプロールを有効成分として含む農薬（再評価）
- ・ダミノジッドを有効成分として含む農薬（再評価）
- ・トリシクラゾールを有効成分として含む農薬（再評価）
- ・ピラクロニルを有効成分として含む農薬（再評価）
- ・ピリミジフェンを有効成分として含む農薬（再評価）
- ・ブプロフェジンを有効成分として含む農薬（再評価）

(5) 農薬の優先審査について

(6) 令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）の一部を改正する件（案）についての意見・情報の募集の結果について

(7) 「天敵農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正について（報告）

(8) 「微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正について（報告）

(9) 農薬の登録申請において提出すべき資料の試験方法について（報告）

(10) 新たな科学的知見活用に見える化について（報告）

(11) その他

3. 閉 会

午後1時30分 開会

○宇井室長 皆様おそろいになりましたので、ただいまから第51回農業資材審議会農薬分科会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席頂きまして、誠にありがとうございます。

事務局を務めます農産安全管理課農薬対策室長の宇井でございます。分科会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の分科会は、会議室とウェブ会議形式の併用開催といたします。また、公開で開催するというので、傍聴の方々にも御参加いただいております。ウェブ会議形式で御出席いただいている委員の皆様におかれましては、差し支えなければ常時カメラをオンにいただければ幸いです。

御発言等ございましたら、右側の参加者一覧の挙手のアイコンを押していただきまして、順にお願いしたいと存じますが、急を要する場合など必要があれば、座長からの合図を待たず、御自身でミュートを外して御発言いただいても差し支えございません。

また、チャットボックス機能もございますので、音声トラブル等ございましたら、当該チャットボックスより御連絡いただけますと幸いです。

万が一の回線のトラブル等の場合には、委員の皆様には事務局の緊急連絡先をお知らせしておりますので、そちらまで御連絡いただければ幸いです。

続きまして、委員の出席について御連絡いたします。

本日は、現時点におきまして、委員の方11名、臨時委員の方7名に御出席いただいております。三浦委員におかれましては、本日御欠席と伺っております。櫻井委員におかれましては、遅れて御参加されます。

本分科会は、農業資材審議会令第7条第1項で委員と臨時委員の過半数の御出席で会が成立すると規定されております。本日は委員と臨時委員を合わせまして20名のところ、18名の方々に御出席いただいておりますので、本分科会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の農薬分科会から、対面で御参加いただいている委員の皆様には、資料及び参考資料共に、紙ではなく、ファイルを収載いたしましたタブレットを置かせていただいております。配付資料一覧のPDFファイルに各議題の資料へのリンクを設定しておりますので、議題ごとに該当するファイルをお開きいただき、御覧いただきますようお願いいたします。

なお、不具合等のトラブルが生じた場合には、随時事務局までお知らせいただけますと幸いです。

これより審議に入りますが、報道関係者による画面の撮影は冒頭のみとさせていただきます。これ以降の撮影は御遠慮ください。

それでは、これからの議事進行は、夏目分科会長にお願いしたいと存じます。夏目分科会長、よろしくお願い申し上げます。

○夏目分科会長 本日は、皆様御多用のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。分科会長の夏目でございます。

それでは、早速議事に移りたいと存じます。

本日は、議事次第でございます10の議題について御審議いただきます。限られた時間ではございますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、最初の議題であります農薬取締法第3条第1項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見についての審議に入ります。

まずは利益相反の状況について御報告をお願いいたします。

○宇井室長 第18回の分科会で決定いただきました利益相反の防止に係る規定に基づきまして、事前に皆様方に利益相反の状況について確認させていただきました。

その結果、岩田委員及び秋森委員より御審議いただく剤に対しまして、利益相反のお申出がございまして、事務局としても利益相反の基準に該当することを確認いたしましたので、御報告申し上げます。

○夏目分科会長 御報告ありがとうございます。

それでは、岩田委員及び秋森委員におかれましては、この議題に係る審議が行われている間は審議に参加しないよう求めることとしたいと思います。

それでは、議題（1）の一つ目の成分の審議を行います。

令和6年5月23日付けで農林水産大臣より当分科会に対し、意見聴取の諮問がされています。スピロピジオンを有効成分として含む農薬の登録について御審議いただきます。

まず、事務局、農薬対策室の石原農薬審査官より説明をお願いいたします。

○石原審査官 農薬審査官の石原でございます。私より説明いたします。

資料3を御覧ください。

こちらの資料でございますが、本日御審議いただき、御了承いただけましたら、答申の別添になる資料でございます。

1 ページを御覧ください。

本剤ですが、新規申請の成分として調査、審議が終わり、分科会に報告する成分となります。令和5年6月に登録の申請を受け、各部会で御審議いただいた成分です。

2 ページを御覧ください。

審議農薬の基本情報でございます。化学名、構造式等の基本的情報はこちらに記載のとおりでございます。スピロピジオンという成分で、用途は殺虫剤になります。申請の製剤は別紙1に記載の1製剤になります。果樹、野菜、茶の栽培に用いるものとなります。

剤の概要についての説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。お願いします。

○水口委員 農薬原体部会の部会長の水口でございます。

部会を代表いたしまして、スピロピジオンの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料3の3ページ、①を御覧ください。農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるスピロピジオンに対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、960 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。また、農薬原体中のスピロピジオンの分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し、検討した結果を報告いたします。概要は③から⑤に記載してあります。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、先の有効成分スピロピジオンのほか、1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が989～997 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえて、先の規格を提案させていただきました。

以上です。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

次に、農薬使用者安全評価部会での議論の結果を美谷島委員から御報告いただきます。お願いします。

○美谷島委員 農薬使用者安全評価部会の委員の美谷島でございます。

部会を代表いたしまして、スピロピジオンの審議結果の報告をさせていただきます。

資料3の4ページを御覧ください。まず、農薬使用者暴露許容量(AOEL)の設定について御報告いたします。

AOELの設定に当たり、各毒性試験で得られたスピロピジオンの無毒性量のうち、最小値は、ラットを用いた90日間反復経口投与毒性試験の雄における総コレステロールの減少等に基づく無毒性量6.2 mg/kg体重/日でした。

また、この無毒性量に近い投与量における経口吸収率は80%以上であったことから、経口吸収率による補正は必要ないと判断しました。

これらのことから、ラットを用いた90日間反復経口投与毒性試験の無毒性量6.2 mg/kg体重/日を安全係数100で除した0.062 mg/kg体重/日をAOELと設定しました。

次に、急性農薬使用者暴露許容量(AAOEL)の設定についてです。

スピロピジオンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験の胎児における胸骨剣状突起軟骨不完全等に基づく無毒性量10 mg/kg体重/日でした。この無毒性量を根拠として、AOELと同様に経口吸収率による補正は行わず、安全係数100で除した0.10 mg/kg体重をAAOELと設定しました。

続きまして、暴露量の推定についてです。

スピロピジオンを有効成分として含む農薬(別紙1参照)について、適用病害虫雑草等の範囲及び使用方法に従って使用した場合の暴露量を予測式により推定しました。

なお、経皮吸収率は、水和剤の経皮吸収試験の結果を用いて精緻化しました。その結果、推定した暴露量はAOEL及びAAOELを下回っていました。

以上です。

○夏目分科会長 美谷島委員、ありがとうございました。

最後に、農薬蜜蜂影響評価部会での議論の結果を山本委員から御報告いただきます。お願いします。

○山本委員 農薬蜜蜂影響評価部会の部会長の山本でございます。

部会を代表しまして、スピロピジオンの審議結果を報告いたします。

資料3の5ページを御覧ください。

まず、①の毒性指標の設定につきまして、提出された4種の室内毒性試験の半数致死量より、資料3の5ページの表にお示したとおり、ミツバチへの影響評価に用いる毒性指標値を定めました。

次に、②の毒性の強さから付される注意事項につきましては、成虫単回接触毒性及び成虫単回経口毒性共に、半数致死量であるLD₅₀の値が11 µg/bee以上であったため、注意事項は要しないという判断をいたしました。

最後に、③及び④の暴露量の推計と評価結果ですけれども、資料3の別紙1に記載のスピロピジオンを含む農薬のうち、ミツバチが暴露する可能性がある適用につきましては、予測式を用いて暴露量を推計いたしました。

推計した暴露量と毒性指標による第1段階評価又は蜂群への影響試験によります第2段階評価の結果、申請された使用方法に基づき使用される限りにおきまして、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないという判断をいたしました。

スピロピジオンの農薬蜜蜂影響評価部会での審議結果の概要は以上でございます。よろしくお願いたします。

○夏目分科会長 山本委員、ありがとうございました。

次に、事務局より農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、資料3の6ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項各号への該当でございますが、こちら、6ページから10ページまでに記載しています。いずれも該当ないと判断いたしました。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明のございましたスピロピジオンの登録について、何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

一つよろしいでしょうか。

ミツバチへの影響評価のときに、幼虫に対する経口毒性を調べていますが、これは多分申請者からデータ提出があったのだと思うのですが、何かこれを調べた特別な理由とか、適用に関

しての特殊な使用法とかいうのがあるのでしょうか。

○石原審査官 ミツバチの評価でリスク評価を行う場合は、基本セットとして成虫の試験と、成虫の急性的な経口毒性が強い場合は10日間の試験、幼虫の試験を必須で求めることとしております。

○夏目分科会長 そうですか。ほかの剤については、表に載っていませんでしたので。

○石原審査官 新規申請があり、リスク評価をする場合に、必須として要求しております。

○夏目分科会長 分かりました。単純に数値だけで比較できないとかもしれませんが、成虫と比較して幼虫で、かなり毒性が強いようにも見えるのですけれども、そこら辺はその後のところで何か評価されていましたでしょうか。

○石原審査官 これらを基にリスク評価を行い、第1段階評価及び蜂群を用いた評価まで行い、安全性を確認しています。

○夏目分科会長 分かりました。

いかがでしょうか。何か御質問等ありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。

ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の登録について(答申)。

令和6年5月23日付け6消安第1054号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、スピロピジオンを有効成分として含む農薬については、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第4条第1項各号に該当すると認められないことから、登録して差し支えない。

以上。

先ほど御議論いただきました資料3が答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 なお、答申文について、一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、スピロピジオンの登録について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

次に、議題（２）の農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見についての審議に入ります。

まずは利益相反の状況について御報告をお願いいたします。

○宇井室長 第18回分科会で決定いただきました利益相反の防止に係る規定に基づきまして、事前に皆様に利益相反の状況について確認させていただきました。

その結果、岩田委員及び秋森委員より、議題（２）で御審議いただく全ての剤に対しまして、利益相反のお申出がございまして、事務局としても利益相反の基準に該当することを確認いたしましたので、御報告申し上げます。

○夏目分科会長 御報告ありがとうございます。

それでは、岩田委員及び秋森委員におかれましては、議題（２）に係る審議が行われている間は審議に参加しないよう求めることとしたいと思います。

それでは、議題（２）の審議を行いたいと思います。

令和8年2月10日付けで農林水産大臣より当分科会に対し、意見聴取の諮問がされております。アシベンゾラルSーメチルを有効成分として含む農薬の変更の登録について御審議いただきます。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料4を御覧ください。

こちらの資料ですが、本日御審議いただき、御了承いただけましたら、答申の別添になる資料でございます。

1 ページを御覧ください。

本剤ですが、変更申請の成分として調査、審議が終わり、分科会に報告する成分となります。令和7年4月に変更の登録の申請を受け、原体部会で御審議いただいたものになります。

2 ページを御覧ください。

審議農薬の基本情報でございます。化学名、構造式等の基本的情報はこちらに記載のとおりです。用途は殺菌剤で、野菜類の栽培で使用されているものになります。

剤の概要については以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。お願いします。

○水口委員 アシベンズラルS－メチルの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料4の3ページ、①を御覧ください。農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるアシベンズラルS－メチルに対して設定することとし、組成分析の結果に基づき、970 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。また、農薬原体中のアシベンズラルS－メチルの分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し、検討した結果を報告いたします。概要は③から⑤に記載してあります。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、先の有効成分アシベンズラルS－メチルのほか、1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が989～1,003 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物と毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえ、先の規格を提案させていただきました。

以上です。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございます。

次に、事務局より農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、資料4の4ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、こちらの資料の4ページから5ページまで記載していますとおり、いずれも該当ないと判断いたしました。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のごさいましたアシベンゾラルSーメチルの変更の登録について、何か御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

特にないでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の変更の登録について（答申）。

令和8年2月10日付け7消安第6389号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、アシベンゾラルSーメチルを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第1項各号に該当すると認められないことから、変更の登録をして差し支えない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料4が答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 なお、答申文について、一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、アシベンゾラルSーメチルの変更の登録について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

続いて、議題（2）の2つ目の成分の審議を行いたいと思います。

令和8年2月10日付けで農林水産大臣より当分科会に対し意見聴取の諮問がされております。ジクロロプロップを有効成分として含む農薬の変更の登録について御審議いただきます。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料5を御覧ください。

こちらの資料でございますが、本日御審議いただき、御了承いただけましたら、答申の別添になる資料でございます。

1 ページを御覧ください。

本剤ですが、変更申請の成分として調査、審議が終わり、分科会に報告する成分になります。令和7年8月に変更の登録の申請を受け、原体部会で御審議いただいたものになります。

2 ページを御覧ください。

審議農薬の基本情報でございます。化学名、構造式等の情報はこちらに記載のとおりでございます。用途は、植物成長調整剤で、りんご、なしの栽培で使用されています。

剤の概要についての説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。お願いします。

○水口委員 ジクロルプロップの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料5の3ページ、①を御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるジクロルプロップ酸及び考慮すべき毒性を有する不純物である2,4-ジクロロフェノールに対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、ジクロルプロップ酸は940 g/kg以上、2,4-ジクロロフェノールは7 g/kg以下とすることが妥当であると判断いたしました。また、農薬原体中のジクロルプロップ酸及び2,4-ジクロロフェノールの分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し、検討した結果を報告いたします。概要は③から⑤に記載してあります。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、先の有効成分ジクロルプロップ酸及び考慮すべき毒性を有する不純物2,4-ジクロロフェノールのほか、1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が999～1,013 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物のうち、2,4-ジクロロフェノールの毒性について、GHSに基づく分類において、「区分1（皮膚腐食性）」及び「区分1（眼に対する重篤な損傷性）」

に分類されており、2,4-ジクロロフェノールはジクロロプロップ酸とは異なる毒性を有する不純物であることから、考慮すべき毒性を有する不純物とすることが妥当であると判断いたしました。

2,4-ジクロロフェノールの最大許容濃度は、GHSにおける皮膚腐食性物質及び眼に対する重篤な損傷性物質の最大許容濃度10 g/kg未満とすることとし、農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析に基づく2,4-ジクロロフェノールの含有濃度の上限値は7 g/kgであることから、農薬の製造に用いられる農薬原体中の含有濃度の上限値を7 g/kg以下と設定することが妥当であると判断いたしました。

農薬原体中に含有されているその他の不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性試験成績等を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえ、先の規格を提案させていただきました。

以上です。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

次に、事務局より農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、資料5の5ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、5ページから6ページまで記載しています。いずれも該当がないと判断しております。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のございましたジクロロプロップの変更の登録について、何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。

ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の変更の登録について（答申）。

令和8年2月10日付け7消安第6390号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、ジクロロプロップを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第1項各号に該当すると認められないことから、変更の登録をして差し支えない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料5が答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○夏目分科会長 なお、答申文について、一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

（異議なし）

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、ジクロロプロップの変更の登録について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

続きまして、議題（3）の農薬取締法第8条第1項の農薬の再評価に係る農業資材審議会農薬分科会の意見についての審議に入ります。

まずは、利益相反の状況について御報告をお願いいたします。

○宇井室長 第18回分科会で決定いただきました利益相反の防止に係る規定に基づきまして、事前に皆様方に利益相反の状況について確認をさせていただきました。

その結果、議題（3）で御審議いただく全ての剤に対しまして、岩田委員及び秋森委員より利益相反のお申出がございまして、事務局としても、利益相反の基準に該当することを確認いたしましたので、御報告いたします。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、岩田委員及び秋森委員におかれましては、議題（3）に係る審議が行われている間は、審議に参加しないよう求めることとしたいと思います。

それでは、議題（3）の審議を行います。

令和5年12月15日付けで農林水産大臣より当分科会に対し意見聴取の諮問がされています。

キノクラミン（別名ACN）を有効成分として含む農薬の再評価について御審議いただきます。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料6を御覧ください。

こちらの資料ですが、本日御審議いただき御了承いただけましたら、答申の別添になる資料でございます。

1 ページを御覧ください。

本剤ですが、再評価の成分として調査、審議が終わり、分科会に報告する成分になります。令和4年12月に試験成績等の資料を受理し、各部会で御審議いただいた成分です。

2 ページを御覧ください。

審議農薬の基本情報でございます。化学名、構造式等の基本的情報はこちらに記載のとおりでございます。本剤キノクラミンは再評価として資料が提出されたものでございます。初回の登録年は昭和43年（1968年）、用途は除草剤で、適用作物は稲、野菜、芝等でございます。再評価に係るキノクラミンを有効成分として含む農薬につきましては、10ページの別紙1の表にまとめたとおり、7製剤になります。

剤の概要についての説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。お願いします。

○水口委員 キノクラミンの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料6の3ページ、①を御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるキノクラミンに対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、970 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。また、農薬原体中のキノクラミンの分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し検討した結果を報告いたします。概要は③から⑤に記載してあります。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、先の有効成分キノクラミンのほか、1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が

997～1,003 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえ、先の規格を提案させていただきました。

以上です。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

次に、農薬使用者安全評価部会での議論の結果を美谷島委員から御報告いただきます。お願いします。

○美谷島委員 農薬使用者安全評価部会の委員の美谷島でございます。

部会を代表いたしまして、キノクラミンの審議結果の報告をさせていただきます。

資料6の4ページを御覧ください。

まず、農薬使用者暴露許容量（AOEL）の設定について報告いたします。

AOELの設定に当たり、各毒性試験で得られたキノクラミンの無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた1世代繁殖毒性試験の親動物における脾褐色色素沈着等に基づく無毒性量0.532 mg/kg体重/日でした。

また、この無毒性量に近い投与量における経口吸収率は80%以上であったことから、経口吸収率による補正は必要ないと判断しました。

これらのことから、ラットを用いた1世代繁殖毒性試験の無毒性量0.532 mg/kg体重/日を安全係数100で除した0.0053 mg/kg体重/日をAOELと設定しました。

次に、急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）の設定についてです。

キノクラミンの単回経口投与等により生ずる可能性のある無毒性量又は最小毒性量のうち、最小値はラットを用いた発生毒性試験②の最小毒性量5 mg/kg体重/日でした。最小毒性量で認められた所見は、骨化遅延（鼻骨）であり、同用量にて実施された発生毒性試験①の胎児において無毒性量5 mg/kg体重/日が得られていることから、この最小毒性量を根拠にした場合の追加の安全係数は3とすることが妥当であると判断しました。

これらのことから、ラットを用いた発生毒性試験の最小毒性量5 mg/kg体重/日を根拠として、AOELと同様に経口吸収率による補正は行わず、安全係数300で除した0.017 mg/kg体重をAAOEL

と設定しました。

続きまして、暴露量の推定についてです。

キノクラミンを有効成分として含む農薬（別紙1参照）について、適用病害虫雑草等の範囲及び使用方法に従って使用した場合の暴露量を予測式により推定しました。

なお、経皮吸収率は、水和剤の経皮吸収試験の結果を用いて精緻化しました。その結果、推定した暴露量はAOEL及びAAOELを下回っていました。

以上となります。

○夏目分科会長 美谷島委員、ありがとうございました。

最後に、農薬蜜蜂影響評価部会での議論の結果を山本委員から御報告いただきます。お願いします。

○山本委員 キノクラミンの審議結果について、概要を御報告いたします。

資料6の5ページを御覧ください。

まず①の毒性指標の設定につきまして、提出されました1種の室内毒性試験の半数致死量より、資料6の5ページの表にお示ししたとおり、ミツバチへの影響評価に用いる毒性指標値を定めました。

次に、②の毒性の強さから付される注意事項につきましては、成虫単回接触毒性の半数致死量であるLD₅₀の値が、基準としている11 µg/bee以上であったため、注意事項は要さないという判断をいたしました。

最後に、③及び④の暴露量の推計と評価結果ですけれども、キノクラミンは、昆虫成長制御剤に該当せず、成虫単回接触毒性のLD₅₀が11 µg/bee以上であることから、1巡目の再評価において、リスク評価を行う対象とせず、暴露量の推計は行っておりません。

このことから、申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと判断いたしました。

キノクラミンの農薬蜜蜂影響評価部会での審議結果の概要につきましては、以上でございます。よろしく御願いいたします。

○夏目分科会長 山本委員、ありがとうございました。

それでは、最後に、事務局より農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料6の6ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、本資料6ページから9ページまで

記載しております。いずれも該当はないと判断しております。

なお、キノクラミンを有効成分として含む農薬につきましては、一部の農薬で再評価を経て、使用制限等の変更の登録が予定されておりますので、今後現場への事前周知を実施することを予定しております。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のございましたキノクラミンの再評価について、何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

一つ、安全係数が300、100×3になっている3の根拠というのは、最小毒性量あるいは無毒性量が近い試験が二つあるからでしょうか。

○鶴居審査官 そのとおりでございます。

○夏目分科会長 分かりました。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の再評価について（答申）。

令和5年12月15日付け5消安第5159号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、キノクラミン（別名ACN）を有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第1項各号に該当しない。

以上。

先ほど御議論いただきました資料6が答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 なお、答申文について、一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、キノクラミンの再評価について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

続きまして、議題(3)の2つ目の審議を行います。

令和5年9月21日付けで農林水産大臣より当分科会に対し、意見聴取の諮問がされています。フェリムゾンを含む農薬の再評価について、御審議いただきます。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料7を御覧ください。

こちらの資料ですが、本日御審議いただき御了承いただけましたら、答申の別添になる資料でございます。

1ページを御覧ください。

本剤ですが、再評価の成分として調査、審議が終了いたしまして、分科会に報告する成分となります。令和4年9月に試験成績等の資料を受領し、各部会で御審議いただきました。

2ページを御覧ください。

審議農薬の基本情報でございます。化学名、構造式等の基本的情報はこちらに記載のとおりでございます。本剤フェリムゾンは再評価として資料が提出されたものでございます。初回の登録年は平成3年(1991年)、用途は殺菌剤で、適用作物は稲、芝でございます。再評価に係るフェリムゾンを有効成分として含む農薬につきましては、10ページ目の別紙1の表にまとめられていますとおり、38製剤が対象でございます。

剤の概要についての説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。お願いします。

○水口委員 フェリムゾンの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料7の3ページ、①を御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるフェリムゾンに対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、950 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。また、農薬原体中のフェリムゾンの分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し検討した結果を報告いたします。概要は③から⑤に記載してあります。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、先の有効成分フェリムゾンのほか、1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が994～998 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえ、先の規格を提案させていただきました。

以上です。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

次に、農薬使用者安全評価部会での議論の結果を美谷島委員から御報告いただきます。お願いします。

○美谷島委員 フェリムゾンの審議結果の報告をさせていただきます。

資料7の4ページを御覧ください。

まず、農薬使用者暴露許容量（AOEL）の設定について報告いたします。

AOELの設定に当たり、各毒性試験で得られたフェリムゾンの無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験の着床後胚・胎児死亡率の増加に基づく無毒性量8 mg/kg体重/日でした。

また、この無毒性量に近い投与量における経口吸収率は56.7%以上であり、経口吸収率による補正が必要と判断しました。

これらのことから、ウサギを用いた発生毒性試験の無毒性量8 mg/kg体重/日を経口吸収率56.7%により補正し、安全係数100で除した0.045 mg/kg体重/日をAOELと設定しました。

次に、急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）の設定についてです。

フェリムゾンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、マウスを用いた一般薬理試験、ウサギを用いた一般薬理試験及びイヌを用いた1年

間反復経口投与毒性試験の無毒性量30 mg/kg体重/日でした。この無毒性量を根拠として、AOELと同様に経口吸収率56.7%で補正し、安全係数100で除した0.17 mg/kg体重をAAOELと設定しました。

続きまして、暴露量の推定についてです。

フェリムゾンを含む農薬（別紙1参照）について、適用病害虫雑草等の範囲及び使用方法に従って使用した場合の暴露量を予測式により推定しました。

その結果、推定した暴露量はAOEL及びAAOELを下回っていました。

以上となります。

○夏目分科会長 美谷島委員、ありがとうございました。

最後に、農薬蜜蜂影響評価部会での議論の結果を山本委員から御報告いただきます。お願いします。

○山本委員 フェリムゾンの審議結果について、概要を報告いたします。

資料7の5ページを御覧ください。

まず①の毒性指標の設定につきまして、提出された2種の室内毒性試験の半数致死量より、資料7の5ページの表にお示ししたとおり、ミツバチへの影響評価に用いる毒性指標値を定めました。

次に、②の毒性の強さから付される注意事項につきましては、成虫単回接触毒性及び成虫単回経口毒性共に、半数致死量であるLD₅₀の値が、基準としている11 µg/bee以上であったため、注意事項は要しないという判断をいたしました。

最後に、③及び④の暴露量の推計と評価結果ですけれども、フェリムゾンは、昆虫成長制御剤に該当せず、成虫単回接触毒性のLD₅₀の値が11 µg/bee以上であること及び成虫単回接触毒性以外のLD₅₀の値が超値であることから、1巡目の再評価において、リスク評価を行う対象とはせず、暴露量の推計は行っておりません。

このことから、申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないという判断をいたしました。

フェリムゾンの農薬蜜蜂影響評価部会での審議結果の概要につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○夏目分科会長 山本委員、ありがとうございました。

それでは、最後に、事務局より農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、資料7の6ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、本資料6ページから9ページまで記載しております。いずれも該当はないと判断しております。

説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明のございましたフェリムゾンの再評価について、何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の再評価について（答申）。

令和5年9月21日付け5消安第3426号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、フェリムゾンを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第1項各号に該当しない。

以上。

先ほど御議論いただきました資料7が答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 なお、答申文について、一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、フェリムゾンの再評価について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

続きまして、議題（3）の3つ目の審議を行います。

令和5年12月15日付けで農林水産大臣より当分科会に対し意見聴取の諮問がされています。

プロパモカルブ塩酸塩を有効成分として含む農薬の再評価について御審議いただきます。

まず、事務局より御説明をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、資料8を御覧ください。

こちらの資料ですが、本日御審議いただき御了承いただけましたら、答申の別添になる資料でございます。

1 ページを御覧ください。

本剤ですが、再評価の成分として調査、審議が終わり、分科会に報告する成分となります。令和4年12月に試験成績等の資料を受理し、各部会で御審議いただきました。

2 ページを御覧ください。

審議農薬の基本情報でございます。化学名、構造式等の基本的情報はこちらに記載のとおりでございます。本剤プロパモカルブ塩酸塩は再評価として資料が提出されたものでございまして、初回の登録年は平成元年（1989年）でございます。用途は殺菌剤で、適用作物はばれいしょ、たまねぎ、芝でございます。再評価に係るプロパモカルブ塩酸塩を有効成分として含む農薬につきましては、12ページの別紙1の表にまとめてありますとおり、4製剤でございます。

剤の概要についての説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。お願いします。

○水口委員 プロパモカルブ塩酸塩の農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料7の3ページ、①を御覧ください。

アリスタライフサイエンス株式会社の農薬原体の規格です。農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるプロパモカルブ塩酸塩に対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、660 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。また、農薬原体中のプロパモカルブ塩酸塩の分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し検討した結果を報告いたします。概要は③から⑤に記載してあります。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、先の有効成分プロパモカルブ塩酸塩のほか、1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が1,003～1,010 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

続いて、4ページ、①を御覧ください。

バイエルクロップサイエンス株式会社の農薬原体の規格です。農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるプロパモカルブ塩酸塩に対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、690 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。

また、農薬原体中のプロパモカルブ塩酸塩の分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し検討した結果を報告いたします。概要は③から⑤に記載してあります。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、先の有効成分プロパモカルブ塩酸塩のほか、1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が998～1,005 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえ、先の規格を提案させていただきました。

以上です。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

次に、農薬使用者安全評価部会での議論の結果を美谷島委員から御報告いただきます。お願いします。

○美谷島委員 プロパモカルブ塩酸塩の審議結果の報告をさせていただきます。

資料8の4ページを御覧ください。

まず、農薬使用者暴露許容量（AOEL）の設定について報告いたします。

AOELの設定に当たり、各毒性試験で得られたプロパモカルブ塩酸塩の無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた90日間反復経口投与毒性試験における雌の体重増加抑制等に基づく無毒性量16 mg/kg体重/日でした。

一方、イヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験では、無毒性量は設定できず、上皮の空胞化を指標とした最小毒性量が、雄39 mg/kg体重/日、雌42 mg/kg体重/日でした。

また、AOELの設定に関連する投与量での動物代謝試験における経口吸収率はいずれも80%以上であったことから、経口吸収率による補正は必要ないと判断しました。

AOELの算出については、先のラットを用いた試験の無毒性量16 mg/kg体重/日に通常の安全係数100を適用すると0.16 mg/kg体重/日となります。これに対し、イヌを用いた試験では最小毒性量を用いるため、所見の程度とその頻度を考慮して、追加の安全係数3を含む300を適用した結果、0.13 mg/kg体重/日となり、ラットを用いた試験に基づく値よりも低い値となりました。

このことから、イヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験の最小毒性量39 mg/kg体重/日を安全係数300で除した0.13 mg/kg体重/日をAOELと設定しました。

次に、急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）の設定についてです。

プロパモカルブ塩酸塩の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の雄の自発運動量減少に基づく無毒性量20 mg/kg体重でした。この無毒性量を根拠として、AOELと同様に経口吸収率による補正は行わず、安全係数100で除した0.20 mg/kg体重をAAOELと設定しました。

続きまして、暴露量の推定についてです。

プロパモカルブ塩酸塩を有効成分として含む農薬（別紙1参照）について、適用病害虫雑草等の範囲及び使用方法に従って使用した場合の暴露量を予測式により推定しました。

なお、経皮吸収率は、液剤の経皮吸収試験の結果を用いて精緻化しました。その結果、推定した暴露量はAOEL及びAAOELを下回っております。

以上です。

○夏目分科会長 美谷島委員、ありがとうございました。

最後に、農薬蜜蜂影響評価部会での議論の結果を山本委員から御報告いただきます。お願いします。

○山本委員 プロパモカルブ塩酸塩の審議結果につきまして、概要を報告いたします。

資料8の6ページを御覧ください。

まず①の毒性指標の設定につきまして、提出された3種の室内毒性試験の半数致死量より、資料8の6ページの表にお示ししたとおり、ミツバチへの影響評価に用いる毒性指標値を定めました。

次に、②の毒性の強さから付される注意事項につきましては、成虫単回接触毒性及び成虫単回経口毒性共に、半数致死量でありますLD₅₀の値が、基準としている11 µg/bee以上であったため、注意事項は要さないという判断をいたしました。

最後に、③及び④の暴露量の推計と評価結果ですけれども、プロパモカルブ塩酸塩は、昆虫成長制御剤に該当せず、成虫単回接触毒性のLD₅₀の値が11 µg/bee以上であること及び成虫単回接触毒性以外のLD₅₀の値が超値であることから、1巡目の再評価において、リスク評価を行う対象とせず、暴露量の推計は行っておりません。

このことから、申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと判断いたしました。

プロパモカルブ塩酸塩の農薬蜜蜂影響評価部会での審議結果の概要につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○夏目分科会長 山本委員、ありがとうございました。

最後に、事務局より農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、資料8の7ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、こちらの資料の7ページから11ページまで記載しております。いずれも該当がないと判断いたしました。

なお、プロパモカルブ塩酸塩を有効成分として含む農薬につきましては、一部の農薬で再評価を経て、使用制限等の変更の登録が予定されていますので、今後現場への事前周知を実施することを予定しています。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明のございましたプロパモカルブ塩酸塩の再評価について、何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

○天野臨時委員 すみません。よろしいですか。

○夏目分科会長 はい。

○天野臨時委員 評価そのもの話ではなくて、最後に再評価の結果で一部使用方法の削除があるという説明があり、その前のキノクラミンでも削除があるというふうに言われましたけれども、この再評価がこれで答申された後に、新しいラベルで流通し始めるタイミングとその前の周知というのは、どのくらい準備期間としてあるものでしょうか。流通するかどうかは、メーカーそれぞれに御事情もあるとは思いますが。

○石原審査官 周知に関しましては、こちらの分科会が終わって、速やかに行いたいと考えております。その後、各成分で再評価の新しい登録票が出るタイミングというのは、成分によって異なるという状況でございます。

○天野臨時委員 ありがとうございます。タイミングによっては、もう既に現場用の使用の暦ができていたりしますので、混乱のないようにお願いしたいと思います。

○宇井室長 事務局でございますが、この分科会が終わってから登録票が出るまでに少なからず時間がありますので、この分科会が終わりましたら、速やかに現場に周知してまいりたいと思います。

○天野臨時委員 ありがとうございます。

○夏目分科会長 私もそこがちょっと気になって、いつの間にかラベルが変わっちゃったということになると困りますよね。使っている側も、あれ？と思ったりするかなと思って。だから、そこら辺は慎重にお願いしたいなと思いました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。

ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の再評価について（答申）。

令和5年12月15日付け5消安第5162号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、プロパモカルブ塩酸塩を有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第1項各号に該当しない。

以上。

先ほど御議論いただきました資料8が答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 なお、答申文について、一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、プロパモカルブ塩酸塩の再評価について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

次に、議題(3)の4つ目の審議を行います。

令和5年9月21日付けで農林水産大臣より当分科会に対し意見聴取の諮問がされています。ペントキサゾンを含む農薬の再評価について御審議いただきます。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○石原審査官 資料9を御覧ください。

こちらの資料ですが、本日御審議いただき御了承いただけましたら、答申の別添になる資料でございます。

1ページを御覧ください。

本剤ですが、再評価の成分として調査、審議が終了いたしまして、分科会に報告する成分となります。令和4年9月に試験成績等の資料を受理し、各部会で御審議いただいた成分になります。

2ページを御覧ください。

審議農薬の基本情報でございます。化学名、構造式等の基本情報はこちらに記載のとおりでございます。本剤ペントキサゾンは再評価として資料が提出されたものでございまして、初回の登録年は平成9年(1997年)、用途は除草剤で、適用作物は稲、ひえ、いぐさでございます。再評価に係るペントキサゾンを有効成分として含む農薬につきましては、9ページからの別紙1の表にまとめたとおり、86製剤でございます。

剤の概要についての説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。お願いします。

○水口委員 ペントキサゾンの農薬原体の組成に関わる評価につきまして、審議結果の報告をさせていただきます。

資料9の3ページ、①を御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるペントキサゾンに対し設定することとし、組成分析の結果に基づき、960 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。また、農薬原体中のペントキサゾンの分析法は、②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し検討した結果を報告いたします。概要は③から⑤に記載してあります。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、先の有効成分ペントキサゾンのほか、1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が984～994 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性については、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体については、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえ、先の規格を提案させていただきました。

以上です。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

次に、農薬使用者安全評価部会での議論の結果を美谷島委員から御報告いただきます。お願いします。

○美谷島委員 農薬使用者安全評価部会の委員の美谷島です。

部会を代表いたしまして、ペントキサゾンの審議結果の報告をさせていただきます。

資料9の4ページを御覧ください。

まず、農薬使用者暴露許容量（AOEL）について報告いたします。

AOELの設定に当たり、各毒性試験で得られたペントキサゾンの無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験のアルカリホスターゼの増加等に基づく無毒性量23.1 mg/kg体重/日でした。

また、この無毒性量に近い投与量における経口吸収率は80%以上であったことから、経口吸収率による補正は必要ないと判断しました。

これらのことから、イヌを用いた1年間反復経口投与毒性試験の無毒性量23.1 mg/kg体重/日を安全係数100で除した0.23 mg/kg体重/日をAOELと設定しました。

次に、急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）の設定についてです。

ペントキサゾンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったことから、AAOELは設定する必要はないと判断しました。

続きまして、暴露量の推定についてです。

ペントキサゾンを有効成分として含む農薬（別紙1参照）について、適用病害虫雑草等の範囲及び使用方法に従って使用した場合の暴露量を予測式により推定しました。その結果、推定した暴露量はAOELを下回っておりました。

以上となります。

○夏目分科会長 美谷島委員、ありがとうございました。

続きまして、農薬蜜蜂影響評価部会での議論の結果を山本委員から御報告いただきます。

○山本委員 ペントキサゾンの審議結果について、概要を報告いたします。

資料9の5ページを御覧ください。

まず①の毒性指標の設定につきまして、提出された1種の室内毒性試験の半数致死量より、資料9の5ページの表にお示したとおり、ミツバチへの影響評価に用いる毒性指標値を定めました。

次に、②の毒性の強さから付される注意事項につきましては、成虫単回接触毒性の半数致死量であるLD₅₀の値が、基準としている11 µg/bee以上であったため、注意事項は要さないという判断をいたしました。

最後に、③及び④の暴露量の推計と評価結果ですけれども、ペントキサゾンは、昆虫成長制御剤に該当せず、成虫単回接触毒性のLD₅₀の値が11 µg/bee以上であることから、1巡目の再評価において、リスク評価を行う対象とせず、暴露量の推計は行っておりません。

このことから、申請された使用方法に基づき使用される限りにおいて、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと判断いたしました。

ペントキサゾンの農薬蜜蜂影響評価部会での審議結果の概要は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○夏目分科会長 山本委員、ありがとうございました。

最後に、事務局より農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、資料9の6ページを御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、こちらの資料の6ページから8ページまで記載しております。いずれも該当はないと判断しております。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のございましたペントキサゾンの再評価について、何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。ウェブで御参加の委員の皆様には、答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の再評価について(答申)。

令和5年9月21日付け5消安第3428号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、ペントキサゾンを有効成分として含む農薬については、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第4条第1項各号に該当しない。

以上。

先ほど御議論いただきました資料9が答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 なお、答申文について、一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、ペントキサゾンの再評価について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思っております。

続きまして、議題（４）の農薬取締法第39条第1項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取についてに入ります。

農林水産大臣から諮問があったときに、その内容を事務局から分科会に報告することとしておりますので、事務局より報告をお願いいたします。

○石原審査官 それでは、今回諮問する農薬について御説明いたします。資料10-4を用いて説明いたします。

こちらの表の一番上に記載の1成分が新規申請、次の1成分が変更の申請、以下、6成分が再評価の成分になります。諮問の経緯、審議農薬の概要につきましては、農薬ごとに次のページ以降に取りまとめています。

議題（４）の説明は以上とさせていただきます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

いずれも諮問を受けてこれから各部会で御審議いただくものですので、各農薬に関する御質問、御見解は部会の中でいただくとして、事務局より説明のあった事項について何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。何かありますでしょうか。

それでは、諮問を受けたこれらの農薬につきましては、関係する部会でそれぞれ御議論いただき、審議結果を後日の農薬分科会に御報告いただくこととなりますので、各部会の関係の先生方、どうぞよろしくをお願いいたします。

それではただいまから10分間休憩したいと思います。再開は15時10分をお願いいたします。

午後3時00分 休憩

午後3時10分 再開

○夏目分科会長 それでは、時間になりましたので、再開したいと思います。

議題（５）の農薬の優先審査についてに入ります。

まず、事務局より御報告をお願いいたします。

○西岡課長補佐 それでは、説明させていただきます。農薬対策室の西岡です。

資料は資料11を御覧いただければと思います。

まず、背景について説明させていただきます。

農薬の優先審査については、農薬取締法において、病虫害の防除若しくは農作物等の生理機能の増進若しくは抑制において、特に必要性が高いもの又は適用病虫害の範囲及び使用方法が類似する他の農薬と比較して、特に安全性が高いものと認めるときは、他の農薬の審査に優先

して行うよう努めるとされております。この優先審査の対象となる農薬が満たすべき条件、こちらについては、優先審査基準としまして、平成30年10月5日の農業資材審議会農薬分科会で決定されて、公表しているところになります。さらに、令和6年11月28日の分科会において、適時に見直し等を行っていくということを定めてございます。

また、食料・農業・農村基本計画においても、「防除ニーズに対応するため、優先審査の仕組み等を活用し、新規農薬について速やかに上市できるような取組を推進する。」としているところであります。

このような背景から、昨年度の第47回農業資材審議会農薬分科会において、環境負荷低減に貢献するような技術に関連する農薬も対象となるよう優先審査基準を改正しておりますが、今般、新たに追加する事項を提案させていただくものです。具体的には2のところを御覧いただければと思います。

昨今、農作物の生理機能の増進又は抑制に用いられる薬剤、いわゆる植物成長調整剤ですが、植物成長調整剤の使用に係る生産現場のニーズが高まっていることを承知しております。しかしながら、現行の優先審査基準においては、当該ニーズを踏まえて優先審査を行う対象としてはおりません。現在は殺虫剤、殺菌剤、除草剤などといった病虫害の防除に用いる農薬のみを対象としております。このため、植物成長調整剤についても優先審査対象とするように基準を改正することを提案させていただいているものです。

具体的な改正案につきましては、3ページの優先審査基準を御覧いただければと思います。

こちら、平成30年10月5日に決定し、昨年7月25日に一部改正しているものになります。改正については、見え消しで記載しております。優先審査基準の1、2とございますが、1の1つ目の丸の部分、こちらを改正することとさせていただきます。現在の記載としましては、有効な防除手段がないため、都道府県より早期に登録するよう要望が提出されている場合は、現場のニーズが高いというふうに扱っております。これについて、有効な防除手段がないことだけでなく、農作物等の生理機能の増進若しくは抑制に係る有効な手段がないことというのを追加するということになります。「有効な」という文言につきましては、今回追加する部分にも、今まで書かれていた部分にも係る内容ですので、記載を後ろの方に持ってきているところになります。

以上となります。

○夏目分科会長 ただいま事務局から説明のあった農薬の優先審査について、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

天野委員、お願いします。

○天野臨時委員 優先審査については、これまでは殺虫剤や殺菌剤が対象であったということで、私の認識としましては、殺虫剤や殺菌剤であれば、例えば防除の手だてがなくて、何らかの損害や被害があるものについて早く登録してほしいという要望が現地から上がるというイメージでございました。今回の植調剤は、確かに裂果軽減ですとか、そういったような被害を抑えるというものもありますけれども、今の御説明で生理機能の増進とか抑制といいますと、例えば品質向上であるとか収量増加とか、そういったものが入ってくると思います。そうすると、果たして緊急性があるのかという疑問がありまして、現場が優先審査の申請書を作って出すに当たって、明確な基準といいますか、こういう場合には確かに優先しなければならないという判断というのはどの辺にあるかの案がありましたらお伺いしたいと思います。

○西岡課長補佐 御質問ありがとうございます。殺虫剤や殺菌剤に比べると緊急性というところは見えにくいのかもしれないですけれども、現在、実態として農家が使っているというところもあり、現場からのニーズは同様にあると考えております。

明確な基準に関しましては、こちらについては、優先審査基準の例えば既登録農薬の数が0から1というのは、今までの殺虫剤や殺菌剤でも課せられていた基準であり、新たに入れる部分についても、こちらを例えとはしておりますけれども、基準としたいと考えております。

現場ニーズということになりますので、都道府県等からの要望があると考えておりますが、そういった方々に対しては、ここの部分を明確に説明することで該当するかしないか、分かりやすく説明をしていきたいと考えています。

○宇井室長 補足ですが、例えば昨今、異常気象や猛暑等で落果が増えているとか裂果してしまうとかといった現状がございます。そういった場合に剤がないという場合には、速やかに登録しなければいけないと思いますので、そういうものに適用しようと思っております。

○天野臨時委員 ありがとうございます。そうですね。今の異常気象等に伴う裂果というのがありましたけれども、それなら割と要望書は書きやすいと思います。使わないとこれだけの被害がありますというような数値化ができると思いますが、一方で、既登録剤がない若しくは1剤しかないといった場合のこれまでの要望書を考えますと、殺虫剤や殺菌剤であっても、それだけでは優先審査の要望が通らないという場合が多くて、これだけの面積のこれだけの収量に損害があるということが明確である、防除剤がないとその他に本当に手だてがないということも明確に記載しないとイケなくて、なかなか優先審査の承認がおりないというのが実情でした。

そのあたりを踏まえますと、植調剤は、少し書きづらいところがあるのかなという懸念がありましたので、質問した次第です。またこれは現場から要望が上がったら、そういうレクチャーがあるのかなと思っておりますので、また御教示いただければと思います。ありがとうございました。

○夏目分科会長 あまりがちっと決めてしまわないで、むしろ積極的に出してニーズを伝えていただいた方がいいのかなというような気もしますね。

○天野臨時委員 そうですね。ただ、何回もやり取りをする中で、その作成に結構時間を費やしてしまうという場合もありますので、何か例示ですとか、このくらいのもので書いてあればというような線引きが何かあった方がスムーズかなというふうに思いました。ありがとうございます。

○西岡課長補佐 御意見を踏まえ、この後、都道府県宛て説明をしていくときに、それらのことも踏まえた説明をしていきたいと考えております。

○天野臨時委員 よろしく願いいたします。

○夏目分科会長 ほか、いかがでしょうか。

○有江委員 一つ伺ってよろしいですか。

○夏目分科会長 有江委員。

○有江委員 既登録農薬数が0から1ということなのですが、これは作物、それから病害等、かなり細かいもので、この作物のこの病害に対してないからというようなことで可能という理解でよろしいでしょうか。

○西岡課長補佐 そのとおりです。現在、病害の場合であれば、この作物のこの病害等、ただ農薬がないというのではなくて、この目的で使う農薬がないというところを判断の指標としております。

○有江委員 そうすると、さっきマーケットのサイズが云々というような話もありましたけれども、そこら辺はどうなのでしょう。例えば、割とマイナー作物、マイナークロープで登録がないけれども、これに使いたいという要望が県から上がってくることはあるのではないかなと思ったのですけれども。

○西岡課長補佐 おっしゃるとおり、マイナー作物の場合は登録農薬が少ないので、要望が上がってくることも多いです。規模というか、この農薬がないとどれだけ困るかという説明のときに、被害の規模とかを御説明いただくことで必要性を判断しているところはありますけれども、作物の生産量をもって規模が小さい、大きいということはしてはおりませんので、マイナ

一作物だからといって、優先審査の対象となりにくいというものではありません。

○有江委員 ありがとうございます。

○夏目分科会長 ほか、いかがでしょうか。井岡委員。

○井岡臨時委員 井岡と申します。

丸の2つ目の新規の作用機作を持つことということをもう少し教えていただければと思いますが、例えば新規でも優先するための基準とかいうのがあるのかどうかということをお教えいただけますか。

○西岡課長補佐 新規の作用機作について、一番分かりやすいのは、再評価等の諮問や答申の資料のところに、IRACコードやFRACコードなどのコードを記載しております。どういう作用機作でこの農薬が効果を示すかを分類しているものになります。新たな作用機作であれば、別のコードを立てることになっており、そのような新しいコードか否かといったことで新規の作用機作かどうかということをお判断しております。まず申請者が、この農薬についてはこういう作用で効きますということをお説明する必要はあり、それが既にあるものとは違うところをお攻撃するとか、違うような作用で効果を得るといった場合には、新規の作用性はあり、このような農薬があった方が防除等の選択肢が広がるだろうということで、他の農薬に優先して審査するようなことをやっております。

○井岡臨時委員 分かりました。ありがとうございます。

○夏目分科会長 ほか、いかがでしょうか。

ほか、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、資料11に関する議論は以上とし、農薬の優先審査について、別紙の内容を当分科会の決定事項としたいと思っております。

なお、別紙について一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございます。

事務局におかれましては、本日の議論を踏まえ、引き続き取組を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、議題(6)の令和元年農林水産省告示第480号の一部を改正する件(案)についての意見・情報の募集の結果についてに進みます。

まず、事務局より御報告をお願いいたします。

○石原審査官 農薬審査官の石原でございます。

資料12に沿って御説明いたします。

こちらの告示改正案につきましては、本年2月に開催いたしました第50回分科会において改正の方針について御説明させていただきました。

なお、本改正案につきましては、配付資料の参考資料5として配付しております。

その後、改正案につきまして、3月11日から4月10日までの1か月間、パブリックコメントを実施しておりました。その結果、2通の御意見を頂きましたので、その内容と回答案について御説明いたします。

資料2ページを御覧ください。

まず1つ目の御意見ですけれども、農薬使用者への暴露評価にとどまらず、周辺環境や周辺住民への影響についても評価すること、農薬使用に先立ち、病虫害発生の原因究明や予防策の検討を優先すべきという趣旨の御意見でございます。こちらの御意見に対する回答案につきましては、御意見の右側の枠に記載しております。回答案の方を読み上げさせていただきます。

「我が国は温暖で湿潤な気象条件であり、病虫害が発生しやすいことから、国内で農産物を安定して生産するためには、必要な範囲で農薬を使用できるようにしておくことが重要であると考えています。

また、農薬については、その使用に際して、消費者、農薬使用者及び環境生物の安全が確保されていることが最も重要です。

農林水産省は、全ての関係府省による審議の結果、使用基準に従って使用すれば安全であると判断できる農薬に限り、農薬取締法に基づき登録しています。登録に当たっては、農林水産省及び関係府省に設置されている外部有識者で構成される審議会等において最新の科学的知見に基づき、安全性評価等の審議が行われています。また、最新の科学的知見を踏まえ、必要に応じて、要求する試験成績、評価方法等の見直しも行っています。

農薬の空中散布に伴う土壌、水系、生態系への影響については、現行制度においても、空中散布に限らず、農薬の使用による環境影響防止の観点から、土壌残留、水質汚濁並びに水域及び陸域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録の基準を設定しています。

また、周辺住民への影響に対する対策としては、『住宅地等における農薬使用について』に記載のとおり、住宅地内及び住宅地に近接した農地での病虫害防除に当たっては、病虫害に強い作物や品種の栽培、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減するよう、指導しております。なお、やむを得ず住宅

地に近接する農地、森林等で農薬を使用するときは、農薬の飛散等により周辺住民等の健康に悪影響を及ぼすことを防止するため、事前周知や飛散防止対策の徹底を図るよう指導を行っています。」

以上が1つ目の御意見に対する回答案でございます。

次に、3ページ目を御覧ください。2つ目の御意見でございます。

2つ目の御意見は、農薬の毒性影響について判明するまで、全ての農薬の使用を禁じるべきという趣旨の御意見でございます。こちらに対する回答案につきましては、冒頭の2段落目までは1つ目の御意見に対する回答と同様の記載としております。3段落目では、最新の科学的知見に基づき、安全性評価等の審議を行っていること、併せて使用者に対する適正使用に係る指導を行っていることを整理した内容としております。

以上が2つの御意見に対する回答案の説明でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のあった令和元年農林水産省告示第480号の一部を改正する件（案）についての意見・情報の募集の結果について対しまして、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

天野委員、お願いします。

○天野臨時委員 初めに示していただいた案よりもう少し丁寧な方がいいという意見を事前に御相談をさせていただいて、十分丁寧に書いていただけたかと思いますが、一つ目の御意見を出されている方は、今回の意見募集のD-Dですとか使用者暴露についてのことだけじゃなくてという言い方をしているので、初めがちょっと全体像というか、ぼんやりした感じで書かれています。今回は使用者暴露のこの部分についての意見照会ですとした上で、御懸念の空中散布の話がされているため、中ほどに書かれている、今回意見を頂いた、懸念されている空中散布についても、環境影響だとか人畜だとかそういったものはきちんと評価をしていますよという説明と、あとは周辺住民についても、住宅地通知がありますよという立てつけでよろしいのかなと思いました。ただ、最初の文章がちょっとぼんやりした感じのように読めたので、質問いただいた意見内容に書いているものに対応する形で明確に書かれた方が、むしろ一般の方が読んだときに質問に対して答えているように読めるのかなというふうに思いました。

このままでもいいかとは思いますが、意見です。

○宇井室長 今の御意見も踏まえまして、もう少し書きぶりを工夫したいと思います。

○夏目分科会長 ほか、いかがでしょうか。

私は、2つのコメントの最初が同じというところが逆に気になって、もちろんそれは非常に大切なことだと思うのですが、言い方がうまく言えないですが、2つ目の意見のようなぼんやりした意見には、最初の2文だけ示して、私たちはきちんとこういうところはこうやっていますという主張をして、今の天野委員の考えを踏まえると、空中散布ということを指摘されたら、それに対してだけ答えるのではっきりしていいかなというふうに今、天野委員の意見を伺って思いました。これも、この案が悪い、修正が必要というほどの意見ではないです。

いかがでしょうか。

難しいですよ。この書き方でどう捉えられてしまうかというか。

ほか、どなたか御意見ありますでしょうか。

それでは、もう一度、御意見を踏まえて再度事務局で考えていただくということでよろしいでしょうか。

○宇井室長 事務局の方で案を作成しまして、分科会長にお諮りして、御了解をいただくことでよろしいでしょうか。

○夏目分科会長 メールで全員に確認いただく方がよいのではないのでしょうか。

○宇井室長 分かりました。そうしましたら、皆様にメールでお送りしますので、御確認をお願いしたいと思います。

○夏目分科会長 それでは、この件については以上とさせていただきます。

続きまして、議題（7）の天敵農薬の登録申請において提出すべき資料についての一部改正について（報告）に入ります。

生物農薬評価部会での議論の結果を有江委員から御報告をお願いいたします。

○有江委員 有江でございます。よろしく願いいたします。

主に資料13に基づいて御説明をさせていただきたいと思えます。

天敵農薬の登録申請において提出すべき資料についての一部改正について、生物農薬評価部会で議論した結果の報告をさせていただきます。資料13を御覧いただきたいと思います。

現在、天敵農薬の登録申請において提出すべき資料について、以下、天敵ガイドラインというものですけれども、天敵ガイドラインにおいて、提出することが求められている公表文献に関する資料については、「天敵農薬の有効成分である天敵生物の種名」で検索した少なくとも過去15年分の公表文献の一覧を提出することとされており。この際、検索に使用するデータベースについては、化学農薬を念頭に定められた公表文献の収集、選択等のためのガイドラ

イン、以下、公表文献ガイドラインを参照することとされています。今般、天敵農薬の審査の円滑化の観点から天敵ガイドラインについて、公表文献ガイドラインを参考に、公表文献の収集及び選択の手順を明確化する見直しを行うことといたしました。

その下の2のところ、1ページ目の2のところ、改正のポイントのところを御覧いただきたいと思います。(1)のデータベースの選択においては、使用するデータベース、そして複数のデータベースを参照可能な電子ジャーナルプラットフォームの利用が可能であるということを明記いたしました。

それからまた、その下の(2)絞り込みに必要なキーワードの設定では、検索キーワードを例示しています。これまでの天敵ガイドラインでは、種名での検索を求めていましたが、天敵農薬は、近縁種との交雑のリスクがあること、また、近縁種における情報も評価の参考にできることから、対象となる天敵農薬が含まれる科名及び属名で検索するように変更いたします。キーワードについては、ヒトへの健康影響、生活環境動植物への影響等のリスク評価に資する情報を収集するために、次の2ページ目の表1というのがございますけれども、表1にあるように、health riskやecological riskのような包括的なキーワードで検索するということとしたということです。

なお、文献の検索結果については、審査の円滑化のため、その下の表2に示す小分野ごとのキーワードによる追加検索によって整理することといたします。その表がしばらく続いておりますので、御覧いただければと思います。

3ページ目の下の方から(3)評価目的と適合しない文献の除外というところがございます。この除外についてです。公表文献ガイドラインにおいても、条件に従って検索された公表文献のうち、表題及び概要に基づき、明らかに評価の目的と適合しない文献については、選抜条件を設定して検証し、それに該当したものは検索された文献の一覧から除くこととしています。公表文献で除外対象の条件とされているもののうち、④薬効、薬害、物理的・化学的性状に関する論文について、薬効、薬害は天敵農薬の評価の参考になる可能性があること、また、⑮コンピュータシミュレーション等を用いたドライラボのみの論文については、天敵生物等の放飼による標的外生物に対する影響等について、コンピュータシミュレーション等により得られる情報もリスク評価においては重要であると考えられることから、除外対象の条件から削除し、除外できないといたしました。

また、④の物理的・化学的性状については、天敵ガイドラインで要求している安定性、その他の性状と読み替えまして、天敵生物の安定性その他の性状に関する文献は、評価の目的に適合

しない文献とみなすこととしました。加えて、⑤分析法やその開発に関する論文、⑥新規合成法や基礎化学の観点で記載された論文及び⑭日本で登録されている処方以外の製剤に関する論文については、化学農薬特有の除外理由であることから、それぞれ除外対象の条件から削除することといたしました。

その下、4ページの上3分の1ぐらいのところにあります(4)適合性分類及び信頼性評価を御覧ください。公表文献ガイドラインにおいては、文献の内容に基づき、適合性の分類や適合性ありとされた文献のうち、区分aとされた文献についての信頼性評価を実施することを求めています。天敵農薬の評価においては、化学農薬のようにADIやARfD等の定量的な指標が設定されるわけではなく、また、OECDテストガイドライン等において国際基準が定められた試験系ばかりでないため、当面の間、こうした適合性分類及び信頼性評価は行わないということといたしました。

報告は以上になります。

○夏目分科会長 有江委員、ありがとうございました。

事務局から補足事項はありますでしょうか。

○石原審査官 少し補足をさせていただきます。

資料13-1を御覧ください。

今回の公表文献に関する内容の改正は、主に別紙3、こちらはこの資料の32ページからの部分になります。こちらの別紙3以外の改正箇所につきましては、公表文献に関する記載がある部分については、別紙3を参照して実施するように明記する改正を行っています。それ以外の箇所につきましても、一部技術的な修正を行っておりますが、内容に関する修正はございません。

こちらの改正につきまして、パブリックコメントを実施しており、その結果は資料13の一番最後になりますが、1件、システムエラーに関する御意見を頂きました。こちらにつきましては、即時対応しましたので、その旨を回答いたしました。ほかに御意見はないという状況でございます。

説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

ただいま御報告のございました天敵農薬の登録申請において提出すべき資料についての一部改正について、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、今後、通知の改正の作業を進めていただくようお願いいたします。よろしくお願
いします。

続きまして、議題（８）の微生物農薬の登録申請において提出すべき資料についての一部改
正について（報告）に入ります。

生物農薬評価部会での議論の結果を有江委員から御報告をお願いいたします。

○有江委員 それでは、主に資料14に基づいて御説明をさせていただきたいと思
います。さつきとかなり類似したような表現がございますけれども、御容赦いただ
きたいと思
います。

微生物農薬の登録申請において提出すべき資料についての一部改正について、生物農薬評
価部会で議論した結果の報告をさせていただきたいと思
います。

現在、微生物農薬の登録申請において提出すべき資料について、以下、微生物ガイドライン
といたしますけれども、微生物ガイドラインにおいて提出することが求められている公表文
献に関する資料についても、天敵同様に、微生物農薬の有効成分である天敵生物の種名で検索
した少なくとも過去15年分の公表文献の一覧を提出することとされております。この際、検索
に使用するデータベースについては、こちら公表文献ガイドラインを参照することとされて
います。今般、微生物農薬の審査の円滑化の観点から微生物ガイドラインにおいて、公表ガ
イドライン及びEFSAの微生物農薬の評価に活用されたシステマティックレビューを参考
に、公表文
献の収集及び選択の手順を明確化する見直しを行うことといたしました。

1 ページ目の真ん中ぐらいのところの改正ポイントを御覧いただきたいと思います。

（１）データベースの選択をまず御覧ください。天敵ガイドライン同様に使用するデータ
ベース、そして複数のデータベースを参照可能な電子ジャーナルプラットフォームの利用が可
能であるということを明確化いたしました。

その下の（２）絞り込みに必要なキーワードの設定を御覧ください。こちらでは、EFSAのシ
ステマティックレビューでの事例や委員の意見を基に、ヒト毒性、標的外生物に対する影響、
それから環境動態等に関する小分野と検索キーワード等を設定しております。2 ページ目の表
1 等がございますので、御覧いただければと思
います。

それから、2つの表の後の4ページ目、（３）評価目的と適合しない文献の除外を御覧
いただきたいと思います。公表文献ガイドラインにおいても、条件に従って検索された公表文
献のうち、表題及び概要に基づき、明らかに評価の目的と適合しない文献については、選
抜条件を

設定して検証し、それに該当したものは検索された文献の一覧から除くこととしております。公表文献で除外対象の条件とされているもののうち、④に相当するもの、すなわち「薬効、薬害、物理的・化学的性状に関する論文」について、「薬効、薬害」というものは、微生物農薬の評価の参考になる可能性があるということ、それから、「⑮コンピュータシミュレーション等を用いたドライラボのみの論文」については、微生物の生残性や環境動態に関しては、コンピュータシミュレーション等によって得られる情報もリスク評価において重要であると考えられることから、除外対象の条件から削除し、除外できないこととしました。

なお、④の「物理的・化学的性状」については、天敵ガイドラインで要求している「安定性その他の物理的・化学的性状」と読み替えて、微生物の「安定性その他の物理化学的性状」に関する文献は、評価の目的に適合しないと文献とみなすこととしております。

それから、「⑤分析法やその開発に関する論文」については、有効成分である微生物や代謝物に関する分析法それぞれについて、除外することを明確化するため、それから、「⑤当該微生物及びその代謝物等に関する分析法並びにその開発に関する論文」とします。

「⑥新規合成法や基礎化学の観点で記載された論文」及び「⑭日本で登録されている処方以外の製剤に関する論文」については、先ほどと同様に、化学農薬特有の除外理由であることから、それぞれの除外対象の条件から削除することとし、当該微生物の分類学に関する文献については、微生物農薬の安全性等の評価に活用できる情報とはならないと考えられることから、除外対象の条件として追加することとしました。

さらにその下の（４）、４ページ目の下のところですが、適合性分類及び信頼性評価についてですけれども、微生物農薬のリスク評価においては、感染性や病原性の有無が重要であって、リスク評価パラメーター等の定量的指標の設定を要するものではないことから、微生物農薬についても当面、こうした適合性分類や信頼性評価を行うこととしました。

以上になります。

○夏目分科会長 有江委員、ありがとうございました。

事務局から何か補足事項はありますか。

○石原審査官 少し補足させていただきます。

資料14-1を御覧ください。

こちらにつきましても、天敵農薬と同様に、公表文献に関する内容の改正は主に別紙3、こちらの資料では46ページ以降の赤い部分になります。別紙3以外の改正箇所は、公表文献に関する記載がある部分については、別紙3を参照して実施するように明記する改正を行っており

ます。

また、前回の分科会で御報告いたしましたバクテリオファージやバキュロウイルスの取扱いの明確化に関する改正の内容もまだ施行をしておりませんので、資料14中の新旧対照表の中に含まれております。

なお、それ以外の箇所についても、一部技術的な修正を行っておりますが、内容に関する修正はございません。

本件につきましても、パブリックコメントを実施しております、こちら、資料14に戻っていただきまして、最後のページになりますけれども、同様に、パブリックコメントのシステムエラーに関する御指摘を1件頂いており、こちらにつきましても即時対応しましたので、その旨を回答しております。ほかに御意見はないという状況でございます。

以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

ただいま御報告のございました微生物農薬の登録申請において提出すべき資料についての一部改正について、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

御意見等、御質問ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

また、この2、3年ほどで天敵農薬とか微生物農薬について、従来の化学農薬から切り離す形で申請に関わる部分が随分整理されてきたと思います。生物農薬評価部会の委員の方には大変御苦労があったかと思いますが、大分整ってきているのではないのでしょうか。ありがとうございます。

今後、通知の改正の作業を事務局の方で進めていただきますようお願いいたします。

それでは、続きまして、議題（9）農薬の登録申請において提出すべき資料の試験方法について（報告）に入ります。

農薬使用者安全評価部会での議論の結果を美谷島委員から御報告いただきます。お願いします。

○美谷島委員 農薬使用者安全評価部会の委員の美谷島でございます。

部会を代表しまして、農薬の登録申請において提出すべき資料の試験方法についての審議結果を御報告いたします。資料15を御覧ください。

農薬の登録申請において提出すべき資料は、「農薬の登録申請において提出すべき資料につ

いて」（30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）に規定されております。

当該通知において、人に対する影響に関する試験成績を提出することが要求されており、その試験成績の作成に用いる試験方法として、OECDのテストガイドラインが採用されております。

今般、OECDにおいて新たに検討されたテストガイドラインのうち、現行の通知で要求している人に対する影響に関する試験成績に関し、その作成に用いることができると考えられるものが5件あることを踏まえ、令和8年2月5日に開催した第23回農薬使用者安全評価部会において検討した結果、これら5件のテストガイドラインを通知に追加することとされました。

具体的には資料15の表に掲げております眼刺激性に関するテストガイドライン3件、皮膚感作性に関するテストガイドライン1件、遺伝毒性に関するテストガイドライン1件となります。

報告は以上となります。

○夏目分科会長 美谷島委員、ありがとうございました。

次に、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。お願いします。

○水口委員 農薬原体部会の部会長の水口でございます。

部会を代表いたしまして、農薬の登録申請において提出すべき資料の試験方法についての審議結果を御報告いたします。

第23回農薬使用者安全評価部会に続きまして、令和8年2月26日に開催した第28回農薬原体部会において検討した結果、同様にこれら5件のテストガイドラインを通知に追加することとされました。

報告は以上です。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明のあった農薬の登録申請において提出すべき資料の試験方法について（報告）について、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

御質問、御意見等いかがでしょうか。

私から一つ、こういう新しいテストガイドラインというのは、動物を使わない方向にいくとかそうした観点で増えてきているのでしょうか。それとも、何か新しい評価法が開発されているのでしょうか。

○石原審査官 近年、特に欧州等で動物愛護の意識が高まっていますので、多くなっていると理解しております。

○夏目分科会長 企業の方でもどんどん新しい試験法への対応が増えていって大変ですね。

○岩田委員 そうですね。もう既に動物愛護の観点というのは、グローバルでスタンダードになりつつありますので、そうした観点からは歓迎すべきことではないかと思います。

○夏目分科会長 逆に、試験項目として除かれていくようなものというのは出てきているのでしょうか。

○石原審査官 基本的にテストガイドラインが入れ替わることはあり得るものの、既存のガイドラインがなくなるというケースはあまり見ていないので、全てが動物を使わない試験になるということは考えにくいのではないかと思います。

○夏目分科会長 ほか、御質問、御意見等いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、今後、通知への追加、改正の作業を進めていただくよう事務局にお願いしたいと思えます。

続きまして、議題（10）の新たな科学的知見活用の見える化について（報告）に入ります。

まず、事務局より御報告をお願いいたします。

○河合課長補佐 農薬企画班担当の課長補佐をしております河合と申します。

資料16に沿いまして、新たな科学的知見活用の見える化について御報告申し上げます。

まず、本件につきましては、昨年2月に行われました第45回の農薬分科会においてお示しし、御議論いただきました「新たな科学的知見活用の見える化について」に基づきまして、我が国で登録のある農薬を対象に、欧米における農薬の新たな評価結果でございますとか、規制の強化に関する情報、コーデックスにおける基準値削除やその評価結果等に関する情報を整理し、御報告を申し上げるということでございます。

具体的には、欧米については、多岐にわたる農薬の残留基準値又は適用作物の削除や登録の取消しがあった場合、また、これにつながり得る情報として有効成分の承認が認められないといったリスク評価結果が公表された場合を対象としております。

一方、コーデックスに関しましては、有効成分について多岐にわたるコーデックス農薬最大残留基準値が削除された場合、これにつながり得る情報といたしまして、ADI等の設定ができなかったとのリスク評価結果などが公表された場合を対象といたしております。

先般、昨年12月の第49回農薬分科会において、2025年度上半期の調査結果を御報告申し上げておりまして、今回は2025年度下半期、すなわち2025年10月から2026年3月に収集した情報のうち、これらに該当するというものについて、次の2ページ以降に御報告をする内容を付して

いるところでございます。

今般御報告する案件は、全部で5件ということになります。

それでは、資料の2ページを御覧ください。まず、チオファネートメチル、ベノミルということで、我が国においては、果樹、野菜等に使用される殺菌剤でございます。こちらにつきまして、欧州委員会は有効成分チオファネートメチル及びベノミルについて、特定の食品における農薬最大残留基準値を引き下げるとのSPS通報を本年2月に出しております。欧州委員会は、この提案の理由といたしまして、チオファネートメチルについて、欧州食品安全機関（EFSA）が甲状腺系の内分泌かく乱物質基準を満たすと評価していること、また、これらの農薬の共通の代謝物でございますカルベンダジムについて、欧州化学品庁が変異原性カテゴリー1B及び生殖毒性カテゴリー1Bに分類していることを挙げております。

また、ベノミルにつきましては、EUで未評価であることや、これらの有効成分のコーデックス農薬最大残留基準値が設定されていないこと等を挙げております。

御参考までに、こちらの剤について、米国においては、チオファネートメチルについて登録がなされておまして、また、いずれについても我が国のADIに相当しますcRfDが設定され、チオファネートメチルについては、aRfDの設定をされているという状況でございます。

我が国の評価状況につきましては、カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミルをグループといたしまして、ADI及びARfDが設定されておりますほか、資料の2ページから3ページにかけてお示ししているとおり、チオファネートメチルとベノミルのそれぞれについても、ADIとARfDが設定されているという状況でございます。

これらを踏まえまして、対応状況でございますけれども、EUでは、暴露量を勘案せず、発がん性、生殖毒性、内分泌かく乱作用等の有無だけで登録不可とする枠組みとなっておりますけれども、我が国では、動物を用いた各種毒性試験成績で認められる所見とその無毒性量等のほか、我が国での農薬の使用方法による暴露量に基づき、リスク評価を実施した上で登録の可否を判断している。したがって、引き続きこの状況を注視するとともに、諸外国の規制・評価の状況を把握しつつ、我が国の再評価においては、本情報も含め検討することとするというふうにいたしております。

続きまして、資料の4ページでございます。ピジフルメトフェンということで、我が国では小麦、芝等に使用される殺菌剤でございます。こちらの剤につきまして、欧州食品安全機関（EFSA）は、有効成分ピジフルメトフェンの欧州における新規登録について、農薬リスク評価のピアレビューに関する結論を本年1月に公表いたしております。前回の評価、2019年に行わ

れたものでございますが、これを受けまして、申請者から追加提出された試験成績に基づき、評価を行っておりますが、引き続き一部の代謝物の遺伝毒性を評価するための試験成績が不足している等のデータギャップが指摘されているところでございます。

なお、欧州委員会におきましては、有効成分ピジフルメトフェンの登録を承認する議案が植物、動物、食品及び飼料に関する常任委員会というところで審議中というふうに承知いたしております。

御参考までに、こちらの剤は米国におきまして登録があり、cRfD及びaRfDが設定されているというものになります。我が国における評価におきましても、ADIとARfDが設定されている剤でございます。

こうしたことを踏まえまして、対応状況といたしましては、引き続き本件の状況を注視し、諸外国の規制・評価の状況を把握しつつ、我が国の再評価においては、本情報も含め検討することとするというふうにいたしております。

続きまして、5ページ、御覧いただければと思います。フェンピラザミンということで、我が国では果樹、野菜等に使用される殺菌剤でございます。こちらにつきまして、欧州委員会は、申請者が登録更新を求めなかったとして承認を取消しという決定をいたしております。

また、英国の健康安全局は、有効成分フェンピラザミンの承認を更新せず、製品の認可を取り消すことを公表いたしております。御参考まで、こちらの剤は米国において登録があり、cRfD及びaRfDが設定されておまして、我が国においても、ADIとARfDが設定されているという剤になります。

こちらの剤につきましては、安全性に関する情報というよりも、あくまでメーカー都合により登録の更新を欧州において求めず、承認が取り消されたというふうに理解いたしておりますけれども、こうしたことも含めて、諸外国の規制・評価の状況を引き続き把握してまいりまして、我が国の再評価において、本情報も含め、検討することとしたいと考えております。

続きまして、資料の6ページでございます。フェンメディファムということで、我が国ではてんさい等に使用される除草剤でございます。こちらも欧州食品安全機関（EFSA）が有効成分フェンメディファムの承認更新について、リスク評価の結果を昨年11月に公表いたしております。

毒性試験に使用されたバッチが現行の製造バッチをカバーしているかどうか確認ができないといった理由によりまして、承認基準を満たすかどうかの結論は出せなかったというところとされております。

なお、欧州委員会は、有効成分フェンメディファムの登録の承認期間を延長するという議案を現在審議中というふうに承知をいたしております。こちらの剤につきまして、米国においては登録がございまして、cRfDが設定され、aRfDについては設定する必要なしというふうにされております。

我が国の評価状況でございますが、ADIは設定されており、ARfDについては設定する必要なしという評価がされており、また、こちらの剤については、AOELが設定されておりまして、AAOELについては設定する必要なしということになっております。

対応状況でございますけれども、EFSAにおいては、複数の不純物について、毒性学的懸念を有する物質として上限値1 g/kgを設定し、原体規格を検討しております。これらの不純物の毒性情報、保管中の生成量、毒性試験に用いたバッチ中の含有濃度等の成績が不足しているという判断がされていると承知をいたしております。

なお、欧州化学品庁においては、これらの成分は遺伝毒性なしというふうに評価されているところでございます。

他方、我が国では、製造バッチから検出される全ての不純物の情報が記載された資料に基づきまして、これらの不純物が1 g/kg以上含有されていないということを再評価において確認済みでございます。こうした状況を踏まえ、引き続き本件の状況を注視するとともに、諸外国の規制・評価の状況を把握してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、7ページ、ベンゾピシクロン、我が国では水稻に使用される除草剤でございます。こちらの剤につきましても、欧州食品安全機関（EFSA）において、欧州における新規登録について、リスク評価の結果が昨年10月に公表されております。その中において、農薬使用者や通行人への暴露量は、農薬使用者暴露許容量（AOEL）を超過しなかったという一方で、処理後に圃場内に入場する者ということで想定されております作業員や、周辺住民への暴露量について、代謝物の暴露許容量も勘案して評価したことにより、毒性指標を超過したとされております。

また、植物代謝を評価するための試験成績等が不足しているとして、承認基準を満たすかどうかの結論は出せなかったとされております。

なお、欧州委員会では、有効成分ベンゾピシクロンの登録を承認しない議案が審議中というふうに承知いたしております。

御参考まで、こちらの剤については、米国において登録がありまして、cRfDが設定されているようなものでございまして、我が国においてもADIが設定され、ARfDについては設定する必

要がないというふうにされているところでございます。

こうしたところを踏まえまして、対応状況でございますけれども、本剤については、処理後の圃場内に作業者が入ることは通常考えられないほか、使用后7日間は落水をしない等の注意事項が付されておりまして、生産現場ではこれらの注意事項を守って使用されております。

また、農薬散布時における周辺住民への被害防止に当たっては、都道府県等とも連携いたしまして、指導を行っているところでございます。

こうしたことから、引き続き、本剤に関する状況を注視するとともに、諸外国の規制・評価の状況を把握する。また、周辺住民への影響に関する科学的知見を収集し、効果的な指導等の在り方について検討するということといたしております。

以上、今般、2025年度下半期に収集した情報について、5件御報告を申し上げます。

私からは以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のあった新たな科学的知見活用に見える化について、御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

御質問、御意見等ありますでしょうか。

岩田委員、お願いします。

○岩田委員 ありがとうございます。非常に明確な整理をさせていただいています。今後の対応についても分かりやすい内容で、逆にこういった形で整理していただいた方が、現場のいろいろな方の不安は除かれると期待しているところなのですが、一方で、どうしてもEUとのギャップの案件がほとんどというところで、今後も同様の内容が予想されると思うのですが、EU自体、リスク評価も含めた評価方法が違うというところがありますし、承認期限の延長も頻繁に行われ、緊急登録といった我が国とは違う制度の中でやっておられるという印象が非常に強いものですから、そのあたりの状況も十分に把握いただきながら、最適なところはどこかというのを求めていただくようお願いしたいのと、できればそういった国際調和を今後どうしていくかというのは、ベースにある課題だなと認識しておりますので、そこも含めてよろしくご検討をお願いしたいと思います。

○河合課長補佐 御意見ありがとうございます。

御指摘のように、リスク評価及びリスク管理というところについては、国によって詳細については考え方が異なる部分もあるということだと思います。一方で、大原則としては、農薬と

というのは、当然、安全を確保していくということが最も重要でございまして、我が国としては、科学的知見に基づいて、各種の動物試験成績等を基にして、リスク評価を行い、それで毒性指標等を定めまして、暴露評価を行った上で、問題がないとされたもののみを登録し、定められた使用方法の中での使用を認めていくと。その使用方法をきちんと生産現場において守っていただけるように、都道府県あるいは農協の皆様等を通じた指導を行っていくと、こういうことでリスク評価とそれに基づくリスク管理、それをさらに現場に徹底していくということをしつかりやっていくということが非常に重要だというふうに思っております。

ですので、もちろん、今後とも、海外のこういう科学的知見というものはきちんと、まさに最新の科学的知見を活用していくという観点から収集し、整理して、その中でどういう対応が必要かということはきちんと検討するとともに、その過程を見える化するということを引き続き行っていきたいと思っておりますし、また、御指摘のございました農薬登録制度の国際調和という観点につきましては、例えばコーデックス残留農薬部会ですとかOECDの農薬作業部会といった場に我が国の関係府省あるいは農薬登録の実務を担当しておりますFAMIC等からも職員が参加しているところでございますので、そうした国際的な議論もきちんと状況をフォローしながら、また、我が国としてもそういう議論にしっかりと対応し、貢献してまいりたいというふうに考えております。

○岩田委員 よろしく申し上げます。

○夏目分科会長 ほか、いかがでしょうか。

○平沢委員 すみません。よろしいですか。

○夏目分科会長 平沢委員。

○平沢委員 今、御説明いただいたことをこの資料に入れるということはできないものなのですか。すごく分かりやすく、多分そういう注意書きがあれば、この意味が、EUでもう禁止になったのに、日本は使っているよねみたいに思う方がいても、今の御説明みたいなものがどこかに書いてあると、すぐ分かるなと思ったのですが。最初か最後かに何かそういうことができると、一般の方の理解にもつながるかなと思ったので。難しいかもしれませんが。

○夏目分科会長 私もそれは感じました。昨年度上半期の報告があったときにも同じような議論になったかと思うのですよね。国際協調、本当に必要なのかなというか、特に毒性みたいなものはかなり共通性はあると思うのですが、欧米とは全然気象条件が違うわけで、実際の使用環境を踏まえたときの話は、ちょっと違うのではないかなという気が強くして。例えば日本がアジアモンスーン地域のスタンダードみたいなものを作って出してもいいのではないかと。

今の平沢委員のお話を伺って、客観的事実は表にまとめたとおりですし、例えばこの後に1段落設けて、農水省のコメントというか、考え方というか、パブコメの回答みたいな形で別に付け加えるのはいかがでしょうか。

○平沢委員 そうそう。個別にどうこうというのじゃなくて、こういう考え方でやってますよということが分かれば。そこまで読むかどうかはあるのですが、あるといいかなとは思いました。とても分かりやすい説明でしたので。

○岩田委員 逆に自信を持ってそういうことで言っていた方が皆さん安心しますよね。

○石岡課長 御意見ありがとうございます。

確かに、今のような話をしっかりと発信するというのは重要だと思っています。その中で、今回御報告させていただいた、このような新たな科学的知見活用に見える化の資料の中でそれを書いていくのがよいか、農水省として発信する機会はいろいろございますので、どのような場で先ほど御説明したようなことを発信していくのがよいか、全体の情報発信にも関わるところですので、またいろいろ検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○有江委員 関連して、一つ質問させていただいてよろしいですか。今、日本側もこれを見ると、EUやアメリカの評価書等を引用していますけれども、逆にEUやアメリカも日本の評価書を引用してくれているということはあるのでしょうか。

○河合課長補佐 当然、例えば日本でのリスク評価の状況というのは考慮はされていると思います。というのは、国際的な場においてもそういうようなところをお互いに意見交換するですとか、あるいは登録の情報の調査ですとかそういうことはございますので、そういうところで得た情報を彼らが活用するということはあり得るかと思います。

○有江委員 そうというのが例えばGAPの条件のところに反映されてきているとかという例はあるのですか。

○河合課長補佐 個別のもので海外に我が国の評価なりそういう結果が反映されたというところは、まだ把握できておりません。

○岩田委員 その絡みで、先ほど話があったアジアモンスーン地域という考え方からしますと、日本がどうするかじゃなくて、アジア地域には少なくとも共通的な調和みたいなものをもう少し進めていただきながら、アジア地域として一枚岩になっていくようなことをすると、グローバルで見てもウェイトが大きくなると思いますか、価値が高くなるのではないかなというふうにも感じました。

○夏目分科会長 ほか、いかがでしょうか。

櫻井委員、挙手されていますか。どうぞ。

○櫻井委員 ありがとうございます。一番最後の剤ですけれども、住民への暴露量についてというのがありますが、具体的にどうやって評価しているのでしょうか。我々は使用者安全という立場で評価していますが、住民への暴露量というのは、聞き覚えがないといえますか、あまり見たことがないのですけれども、もうちょっと詳しい情報は分かりますか。

○河合課長補佐 ベンゾピシクロンの件でございますけれども、欧州においては、住民というものを農薬の使用に伴うリスク評価の対象として設定いたしまして、その暴露量を一定の方法の下に推計いたしまして、農薬に住民がどれくらい暴露するかということを計算等により評価いたしまして、それを毒性指標値と比較するといったような評価をやっているというふうに承知いたしております。その中で、今般、ベンゾピシクロンを含む農薬の欧州での登録申請における製剤、そして使用方法に基づいて一定の評価をしたところ、リスク評価の結果、毒性指標を超過するというような結果が出たというふうに承知しております。

まさに規制の元になる影響評価を行っていくという中での考え方というのは、それぞれの国や地域においてやり方を定めて、それに基づいてやっているというところがございますけれども、今般、ベンゾピシクロンの項で御説明したとおり、我が国においては、周辺住民への被害の防止というところに関しては、農薬の飛散が防がれるようにですとか、あるいはそもそも住宅地等の周辺において農薬を使用するという場合には、化学的な防除手段によらないものをまず検討するですとか、そういった指導事項を通じて、リスクの低減ですとかリスク管理というものを図っているということになります。

そういうところがございますので、欧州の評価方法というところを今後もそういうものも含めた規制状況については引き続き情報収集をして、我が国において、そういうものが例えば効果的な指導等にどのように活かしていけるのかというようなところについては、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

○夏目分科会長 そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、今後も引き続き御報告をよろしくお願いいたしますと思います。

その他の議題として、先生方から何かございますか。

今回、資料がタブレットになって、いかがでしたか。大丈夫でしたか。私は自分で資料を確認できるかが一番心配で、自分のパソコンに資料を入れて持ってきていたのですけれども、特

に問題なかったですね。ワンクリックで出てきますし、非常に使いやすかったです。よろしいですかね。

ほか、大丈夫ですか。

それでは、本日予定しておりました議事は以上となります。進行を事務局にお返しいたします。

○宇井室長 本日は、長時間にわたりまして御議論いただき、ありがとうございました。

また、タブレット初回ということで、いかがでしたでしょうか。今後もこのような形で進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

今回の議事要旨及び議事録につきましては、事務局で作成いたしまして、委員の皆様にご確認いただきました後、公開とさせていただきます。

事務局による審議会の運営等を含めまして、先生方から何か御不明な点等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、以上をもちまして、本日の農業資材審議会農薬分科会を閉会とさせていただきます。本日は御審議いただき、誠にありがとうございました。

午後4時25分 閉会